

○射水市上下水道事業経営委員会条例

平成26年9月19日

条例第39号

(設置)

第1条 射水市上下水道事業の適正かつ合理的な運営及び健全な経営について審議するため、射水市上下水道事業経営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に提言する。

- (1) 上下水道事業の中期的及び長期的な展望に立った経営に関する事項
- (2) 上下水道事業の適正かつ合理的な運営に関する事項
- (3) 国土交通省が定めた水道施設整備事業の評価実施要領に基づいて実施する水道施設整備事業の評価に関する事項
- (4) 国土交通省が定めた公共事業の評価実施要領に基づいて実施する下水道事業の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 上下水道需要者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらか

じめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道部上下水道業務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月19日条例第21号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。